

母子世帯における子どもの発達と課題

—当事者 3 団体の主張をもとに—

内藤 綾香

はじめに

女性の社会進出や職種・パターンの変化は伝統的な家族形態の固定観念に変化を与えた。女性の社会での活躍や結婚に対しての選択の多様化は、ひとり親となるという選択することへのハードルを下げたと言える。一方でひとり親としての子育ては非常に厳しい状況下に依然としておかれしており、偏見や貧困にさらされながら生活することを余儀なくさせている。これはいくら社会の考えが以前より柔軟になったとはいえ、未だに制度的には二人親として子育てをすることに有利に働く仕組みがあり、母親が世帯主であることはよりも多くの不利な状況下に置かれることが多いのである。

その状況から打開しようと打ち出されたのが、児童扶養手当による給付型の支援から、母親の自立のための支援への変換である。2002年に母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当法、社会福祉法。児童福祉法が一部改正され自立型の支援へと変更されたのである。これはいくつかの支援団体により抗議があり、多くの論争を生んだ転換であった。これらの反対を経てか、2016年には36年ぶりの児童扶養手当の一部増額が実施された。

2002年の政策の転換と共に2009年の子どもの貧困の発見も母子家庭の貧困に焦点が当たった一つのきっかけとなった。2009年は「子どもの貧困元年」とも言われ、貧困下に置かれる子どもの多さは社会に衝撃を与えた。子どもや親への支援が強化されている中、私たち自身の意識の改革も求められてきている。貧困下に置かれる家庭の苦痛の一つには社会の母子家庭への無理解が挙げられる。また、少子化対策として必要であるという認識が未だに存在しているが、それはただ子どもの数を増やせばいいという考えに陥りかねない。阿部は子どもの数を増やすだけでなく、幸せな子どもを増やすための政策が実現されることを主張するが、これを実現することが母子家庭の貧困へのアプローチの一つとなると考えられるⁱ。

1. 当事者による母子家庭支援と研究方法

(1) 当事者団体の活動

今の当事者運動の中心として動いているNPOや団体の源流が1980年前後に次々と誕生している。現在の形になる以前では当事者が中心になって動いていたというよりも、母子家庭の悲惨さを憂いた民間組織による動きが活発にみられていた。例えば、明治期から積極的に取り組まれた母子支援は民間の母子寮があり、「二葉の家」という徳永恕により創設された母子寮が先陣を切っていた。その後も民間により母子保護に関する運動が行われてきた。例えば、大正15年には週刊婦女新聞社の福島四郎によって「母子扶助法制定促進会」が形成され、母親への国からの補助金交付を訴えるものであった。このような民間組織による団体の取り組みにより母子の支援は行われ続けてきた。

現在、当事者の訴えには母親と子ども両者に視点を置いた取り組みを進めている。そして経済的な問題のみならず、ひとりで子どもを育てる過程で生まれる精神的な負担に関しても支援を行い、さらに国や地方自治体に制度の変革を訴えている。独自の就労支援の実施や相談業務、子どもの貧困連鎖の断ち切りのための学習支援や子ども食堂など活動の幅や種類は拡大し続けている。母子家庭支援を続ける当事者団体の活動を軸として母子家庭の状況を分析し、今後の展望を論じた研究の数は十分とは言えない。それには実践部分はあくまで実践で、学術的とは分離してみた方が良いという意見もあるかもしれないが、必死に活動を継続する彼女・彼等を分析することは必要であると考える。

(2) 当事者組織に助けを求める母子家庭

組織に助けを求める家庭の特徴として、全体の母子家庭に比べると貧困度が高いことが伺える。参考として、しんぐるまざあず・ふおーらむ（以下 SMF とする。）により実施された新入学お祝い金事業のアンケート結果（2019 年実施）によると、母子家庭の就業形態では SMF による調査による正社員率は全国調査によるものと比べ 2 倍以上の差で低い割合となっている（全国ひとり親世帯等調査では 44.2%、SMF の調査では 19.0% であった）ⁱⁱ。契約・派遣社員、パート・アルバイトの割合も高くなっている、母親が安定した職につけていない可能性があるⁱⁱⁱ。また、健康保険加入のデータも存在しているが、SMF のアンケートの方が国民健康保険加入率が低く、被用者保険の加入が高くなっている。また、未加入者は微差であるが、国のデータより高くなっている^{iv}。

以上のことから、全体的に当事者組織にアクセスする母子家庭は不利な状況に置かれている可能性が分かる。情報の不足や不安定な金銭面などの問題を乗り越えるために NPO 等を利用している可能性がある。

(3) 3 団体の概要

ここでは本研究で取り上げた 3 団体について概観する。

まず一つ目 Wink はインターネット上に「母子家庭共和国」というシングルマザーのコミュニティサイトを開設したのち、2002 年には「子どもの健全育成と大人世代の責任の全う」を理念として特定非営利活動法人を設立した。母子家庭共和国を開設した当時は「母子家庭」というキーワードでヒットするサイトではなく、日本で初めてのコミュニティサイトであるとしている。現在でも「母子家庭共和国」は運営されており、運営主体は Wink の代表が NPO 法人 M·STEP を設立し後に代表になったこともあり、M·STEP となっている。また Wink の活動も現在停止している。本論文では、活動団体の動向を知るために児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会を参照するが、こちらも 2018 年より代表は M·STEP の名で登壇している。M·STEP はひとり親の再婚を主に掲げて活動しているが、ひとり親の養育費、就労問題等様々な活動を行い、Wink での活動との共通する流れがあるため M·STEP として登壇した際の議論も一部参考にする。しかし、Wink での取り組みの方が長く、積極的にひとり親を対象とした支援を行ってきたこともあり、本研究での団体の名前は Wink とする。

二つ目は SMF で、1980 年に「児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会」として発足後、2002 年に NPO の法人格を取得した。ひとり親とその子どもたちのために就労支援、

相談、セミナー、情報発信、子育て支援事業など幅広く支援を行ってきた。全国に多くの会員を抱え、またシングルマザーサポート団体全国協議会も設立し全国の支援団体と連携を行っている。合言葉として「ママが元気になれば子どももしあわせに！」を掲げて、当事者のスタッフが中心となり活動を行っている。当事者の声とアンケート調査によるエビデンスを大切にしながら支援事業を拡大している。

表1 民間組織の基本情報

	Wink	しんぐるまさあず・ふおーらむ	ハンド・イン・ハンドの会
活動開始	2002年	1980年（児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会（任意団体）として発足、2002年にNPO法人になる。2018年に認定NPO法人。）	1979年
会員数（スタッフ数）	77名（20名）（2013年時点）	300名（10名）（2013年時点）ボランティアも他にいる。	—
活動理念・目的	柱：「家族、地域及び社会における相互扶助ネットワークを推進する活動」 柱を達成すための3本柱：①社会教育に関わる活動として大人世代の責任の全う ②ひとり親家庭におけるさまざまな支援活動 ③子どもの健全育成に関わる活動	シングルマザーと子どもたちが生き生きくさせる社会の実現	①正確な法律知識や行政情報などを入手し、自らの人生判断を間違わないようとする。②孤立せず、理解・協力を得られる仲間をつくる。③女性の経済的自立を阻む法や制度を変える（就労支援、男女の賃金格差、財産分与等）④子どもや家族をとりまく法制度を変える（夫間親権、面接権、養育費等）離婚・母子家庭をキーワードに、ついに当事者の立場から、社会で見過ごされがちな問題の解決、誰もが安心して生きられる社会の実現を目指す。
主な事業	①インターネットをつかった情報発信②相談事業③講演講師派遣④有料職業紹介事業⑤面会交流支援事業⑥アンファン先生事業⑦出版	①就労支援②相談事業③セミナー事業④情報発信事業⑤子育て支援事業	面談相談、ニコニコ離婚講座・セミナー・おしゃべり会、子どものための離婚講座、会報誌「Hand in Hand」、調査研究、請願書提出等
その他	2014年に代表がステップファミリーの支援をするM-STEPへと籍を移し、その後Winkは活動を停止した。	シングルマザーサポート団体全国協議会により全国の団体と連携。	

注：1) 内容は主に社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援策の在り方にに関する専門委員会の資料から参考にした（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126717.html、2020/12/12閲覧）。

2) ハンド・イン・ハンドの事業内容についてはホームページを参考にした。（<http://www.gendai-kazoku.jp/aboutih.htm>、2020/12/12閲覧）。

3) しんぐるまさあず・ふおーらむの会員数（無料メルマガ会員）に関しては現在のホームページで2000名以上となっている（<https://www.single-mama.com/about/>、2020/12/12閲覧）。

最後にハンド・イン・ハンドは1980（昭和55）年に離婚・別居などの危機に瀕した女性・子どもを支えるネットワークとして誕生した。ハンド・イン・ハンドの母体である「ニコニコ離婚講座」（1979年3月設立）では毎回様々なテーマで開催している^v。「ハンド・イン・ハンド」の意味は「手に手をとって」という意味で同じ悩みを抱える人が手を取り合って、「離婚」を自分らしく生きるためにきっかけの一つとして捉え、ともに前向きな一步を踏み出そうという意味がこめられているという。前向きな離婚、明るい母子家庭生活のための三つの柱として正しい情報の提供、仲間を作る、社会変革を伴うような何か社会に問題に変化を与えるが掲げられている。さらに家族問題研究の先駆者として活動してきた団体である。また地域や関係機関との連携も掲げており、令和元年を「地域子育て」元年にという発言もされている^{vi}。

（4）課題と研究の方法

当事者を含む団体では母子の問題を含め福祉の課題は実践とそこから見いだせる課題より支援の充実を図ってきた。その影響力は増しており、独自にアンケートを実施しそれを書籍にまとめより多くの人の実情を伝え続けている。さらに多くの研究・文献でもそのアンケートの結果は引用され、より実態に近い数値として注目を集めている。実際に当事者

運動を行っている。赤石は当事者目線から母親の直面する課題やこれからの展望を示している。また、大友は当事者団体の政策影響度に関して実際に活動を行う3団体を事例に分析を行っている。東野は当事者団体の取りまとめた文章を一部紹介しながら児童扶養手当制度についての変遷や意義の申し立てを記している。

このような研究がある中で母子世帯に起り得る様々な困難に対し、支援団体の視点から大局的にまとめ現在の取り組みは子どもにとってどのような影響を与え、支援がどの方向性に向かうのかについてまだ研究が不足していると考えた。また、多岐にわたる支援の中で子どもの発達段階に応じて特に重点的に課題と実施されている支援を考えることは、より母子家庭に効果的な支援へと繋がると考える。よってこの視点から次の課題を立てたい。まず、①は子どもの発達段階によって起り得る課題は何か。それに対応した支援団体の取り組みはなにかである。また、②として母子家庭支援をする団体の支援や活動はどのように展開し、現在何を課題として捉えているかである。以上2点を明らかにするために以降を展開していく。

研究対象はハンド・イン・ハンド、SMF、Winkとする。これらの3団体は長期にわたり母子家庭の支援に先駆的に取り組み、後に説明するが、厚生労働省「社会保障審議会(児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会)」に参考人として出席している。多くの人からその取り組みが評価し、認知度もあり、熱心に支援・社会運動を行っていることが選定理由である。

研究方法について、ハンド・イン・ハンド、SMF、Winkそれぞれが発行している書籍や会報誌、ホームページを用いてそれぞれの団体の取り組みや理念、母子家庭施策への要望等を分析した。これらの媒体に加え社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会（以下「ひとり親家庭支援委員会」とする。）での各NPO等の資料や委員会の議事録の中の発言等も参考とする。ひとり親家庭支援委員会とは、平成22年8月に施行された改正児童扶養手当法の施行3年後検討規定に基づき、ひとり親家庭の支援施策の在り方を検討するため、そして就業支援、子育て・生活支援、養育費確保、経済的支援のそれぞれの在り方を巡り社会保障審議会児童部会の下に設置されたものであるとされている。現在までに16回開催されており、第1回は2013年5月29日で、最新は2020年1月17日に開催されている。委員として大学教授、全国母子寡婦福祉団体協議会、各行政の子どもや子育て課からの代表等が選ばれ、参考人としてNPOをはじめとした支援団体が選ばれている。

2. 乳幼児期の母子家庭の課題と支援

乳幼児は生まれてから小学校に入るまでの6年間ほどを指すことが多い。乳幼児期の課題として本論文では就労と精神的な悩み・苦痛、特にDV被害を挙げその支援として就労支援と、相談支援を挙げた。就労の課題に関して、乳幼児期は就労の継続の困難が挙げられる。周によると、正社員を希望しない母親は「母親自身の健康不良、3歳未満乳幼児の子育て、支えてくれる同居祖父母の不在」が含まれるとある^{vii}。子どもの目が離せない年齢の中で、母親自身同居祖父母の存在をはじめ共に子育てに関して支えてくれる人の存在の有無は就労が続けられるかに関する大きな問題である。また、子育て後に就労を再開させたい家庭には再就職のための支援も求められる。

また、精神的な悩みに関しては、離別直後であるこの時期が最も支えを必要としていると考えられる。平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告によると離婚時の子どもの年齢（末子）は0から2歳が38.4%と最も高く子の年齢が上がるにつれて割合は下がっている。子どもが幼い時に離別を経験する場合が多く、DV被害を始め、心のサポートが必要になる時期であると言える。

乳幼児期は特に母親の存在だけでは不十分であり、母親以外の構成員によるサポートが母親の鬱や無力感へ陥ることを防ぎ、また乳児との関係が保てることが指摘されている。母親の乳幼児への不十分な対応は他者との関係の中でカバーすることも可能である。子どもは思い通りにいかない場面も多く、母親のストレスが溜まることが多い。しかし、乳幼児期は母と子どもの相互作用の中のみに孤立させず社会全体で支えることが課題であり、求められている。

(1) 民間団体の就職支援に関する取り組みと考え

① ハンド・イン・ハンドの場合

ハンド・イン・ハンドでは2001年において「子どもが親の離婚で傷つけられることなく、より成長できるプログラムづくりを進め、さらに離婚女性の経済的基盤つくりを今後の大きな柱として活動してきたい」としており母親の状況把握のためのアンケート調査を行っている。また、ニコニコ離婚講座ではハローワークの人を招き再就職の講座を開くなどしている。

就労支援に関して、①支援メニューの豊富さの欠点、②支援の地域格差、③支援の継続性を指摘している。①に関しては、現在支援内容が豊富になり母親が選べる幅は広がったものの、それが十分にいきわたっているかということを課題としている。というのも支援を受けるための学費や支援を受けている時の子どもの世話をどうするかという課題があると指摘する。また就労支援のための人員が不足していることも指摘している。これらの課題に対し、母子家庭のみの支援として策を考えるのでなく、他の貧困家庭も想定しながら支援することで、他の支援の方法も利用し、兼ね合いを考えられるのではないかとしている。

また、②に関して第4回ひとり親家庭支援委員会では国による資格講座は素晴らしいとしながらも地理的に恵まれていない人には不利になるとした。eラーニングを取り入れ、在宅勤務の活用なども提案していた。第6回ひとり親家庭支援委員会でも地理的に不利な条件である母親が在宅勤務を職業訓練の一つとして受け、その後再就職する方もいることが紹介されている。在宅勤務も加えた様々な形でのキャリアアップの支援を要望している。

さらに、③に関しては支援をする場合継続性を持たせて就労支援をしてほしいとしている。情報を単に渡して終わりなど、連続性のない支援は母親に届かない。よって、次に何をすべきなのか、また続けられる可能性を示すことが長期の支援が必要であるとした。

② Wink の場合

Winkの活動としては各地の自立支援員向け講習会や福祉担当者向けの講習会の講師を務めた。さらに、企業との協働に力を入れていた。例えば、株式会社喜久屋との「シングルマザーチェーン店フランチャイズオーナ制度」を行い、シングルマザーの就労支援とし

てクリーニングチェーン店のオーナーを都内店舗にて育成し、シングルマザーの就労にとって必要なこと、問題点を検証した。さらに、ラックライフエンジニアリング㈱との「ママのハッピーワーク」を開催し、シングルマザー向け職業紹介事業、シングルマザーのための再就職セミナーの開催、就職活動に向けての心構えやアピール方法、面接・職場での人間関係の作り方などのアドバイスを行った。

Winkの考えとして、転職を考えている母親が多いとの報告をしつつ、転職支援の強化を要望していた。また、Winkはより効果の高い就労支援を模索していたことが取り組みから読み取れる。というのも企業と協働して実際に働くということはどのようなことなのかそれを考え続けていたようである。また、インターネットの活用を当初から力を入れていたこともあり、情報発信の重要性を自覚し、情報を届けることに軸を置いているようである。

③ SMFの場合

SMFでは就労支援として、まず母親の実態をつかもうとアンケート調査を行った。例えば2002年に社会福祉医療事業団の助成金を受けて、「母子家庭就労実態調査」を行っている。また、それを冊子にし、各都道府県や市町村担当者に配布し、実態の解明と支援の充実に役立ててもらおうとしている。この調査結果は「母子家庭の仕事とくらし」という報告書が同年に出されている。

さらに就労に関するセミナーも複数開催している。中でも、現在特に注目されるのが、2016年10月に始まったシングルマザーキャリア支援プログラム『未来への扉』である。講座の内容としてはコミュニケーション講座や身だしなみ講座、パソコン講座、ビジネスマナー講座などが共通講座としてあった。その後はコース別に分かれ、例えば美容部員では皮膚のことに関する学びをしたりする。職場見学も含まれている。この一連の講座は講座を主催する企業への就職につながるプログラムで、自社への採用に直結する内容やスキルを教えており、正社員になるチャンスもあるというものである。

これらの取り組みをしながら、いくつか考えを表明している。それは①母子家庭の就労実態調査の問題点、②地域間の取り組みの格差、③相談員の不足、④就労支援メニューの中で自己尊重の気持ちを高める講座が必要であるということである。①に関して、2013年の厚生労働省のひとり親家庭支援委員会への出席をした際に、国による母子家庭の就労に関するデータの取得方法や分析に欠落や楽観があると指摘している。自立支援教育訓練給付金制度、高等技能訓練費促進費等事業、在宅就業支援などにより就労につながることが出来たと指摘しながらも、就労によって収入が上がったのかという視点が不足しているとしている。実際どれほどの給与増額があったのかを数値として示すことを要望している。

②や③に関してはハンド・イン・ハンドと同様で地域によってメニューと支援員の質に違いがあり、数も少ないということである。相談したくても相談員が別の地域にいる場合や、ボランティアや生活支援の登録者が高齢で、十分な質が担保されておらず実際には機能していないということが指摘される。

最後に④に関しては就労支援に関しては自己尊重感をアップするようなプログラムが必要であるとしている。自立のためのエンパワーメント・自己尊重感のアップも同時にすること必要があるとしている。

(2) 民間団体の精神的苦痛に対する支援に関する取り組みと考え

④ ハンド・イン・ハンドの場合

ハンド・イン・ハンドでは会報誌を使って会員同士の対話の場を提供している。「つなげようはんどの輪」のコーナーでは会員の身近に起こったことを投稿してもらい相互の交流の場を提供していた。弁護士、税理士、母子相談員など専門家の講演による情報提供の場の「ニコニコ離婚講座」、会員の定例会でネットワークづくりをし、その両方の機能を含むミニ講座を開き多くの対話、学びの場を提供している。参加者は実際に離婚を経験した人やこれから離婚する予定の人などが参加した。また、ハンド・イン・ハンドではDVに関して問題に取り込んでいる弁護士や参議院を呼んで講演会を開いている。

ハンド・イン・ハンドでは現状の相談体制に関し、①支援の情報の浸透性、②支援体制の問題点に触れている。①に関して、母子家庭が何百万家庭もあるのに対し、支援業務が何千という数字にとどまっているという現実に危惧を示している。また、これらの相談支援も含め、効果的な周知方法というのが全国的な課題としている。効果的な周知方法の各地区での情報共有や、当事者の情報取得方法を知るべきであるとしている。ホームページのみならずSNSを用いたより柔軟な周知をすべきとしている。

また、②に関しては相談窓口が受け身であり、離婚後に母親が来るのを待っている状態であることを問題としている。離別前からの支援と、支援に一度来た場合もう一度来てもらえるような工夫が必要であるとしている。そのために、まず母親のプライバシー保護と相談員が持つ偏見をなくすことを訴える。言いたくないを言わせない、また心無い言葉を掛けないことを要望している。

⑤ Wink の場合

Winkの主要な支援の一つには相談業務があり、多くの出版物の中でも相談の際の心得やWinkのカウンセリング方法について丁寧に解説している。カウンセリングの際に目指していることとして一人ひとりの長所を個性と捉え、悩んでいる相手と共に考え、相手の努力を見守ることを目指している。WinkではSNSを通じた情報の発信に力をいれていたことからホームページに「子どもの意見・相談掲示板」を設置していた。これは、子どもを対象としたものであって、それまでにはない新しい形態であることが示された。

相談業務の課題として、担い手が不足を示している。支援団体が少ないことが原因の一つであるとも発言している。その解決策として、Winkは複数のサイトを運営して情報を発信、さらにメルマガも提供し情報提供に力を注いでいる。カウンセラーも独自に養成しており、メールによってオンライン講座を受けられるような設備も整えていた。

⑥ SMF の場合

SMFでは、シングルマザーの抱える様々な課題を乗り越え、豊かで自立した生活が送れるように支援する「サポーター」を養成する講座を開催している。また、2004年からはひとり親家庭相談員養成講座を開講し、母子家庭を取り巻く環境やDV相談の受け方を学び、3回の講座を修了したのちには、相談員認定証が発行される。これは母子家庭の問題に关心のある人であればだれでも受講することができるものとなっている。そして、月一でシ

シングルマザーピアサポート相談会も実施されていた。これは保育つきで500円で参加でき、シングルマザー同士で知恵や経験を分かち合うというものである。また、2007年からは夜間での電話相談も実施している。これはシングルマザーが通常の相談時間帯（PM6:30からPM8:30）が夕食の準備などと重なり利用できないという声があつたためである。2008年には有料・完全予約制で養育費や離婚時の年金分割の相談や調停への同行・弁護士相談など幅広く親身な相談を受けられる場「相談室◎バジル」が開設された。これは当事者の要望に応えてつくられたもので、メンタルカウンセリングも同時にを行い、複合的な取り組みとなっている。2015年以降となると、シングルマザーのメンタル面の強化や支えにも力が入れられるようになる。2017年10月からは全三回の「HAPPYエンパワーメント講座」が行われている。長所を短所に置き換えることで自己尊重感をあげるものがある。

以上のような取り組みをする中で、①寄り添い型相談支援の具体性の乏しさと②窓口ハラスメントを課題として挙げている。①に関して、「寄り添い型の相談支援」が非常に必要であると国との共通認識がある一方で、具体的にどのように実行するのかが明確に示されていないということが課題であるとされている。また②に関しては、例えば、自治体によつては、交際している男性がいないか、あるいは妊娠していないかに関連して妊娠届を書かせるような行政があり、母親へのハラスメントが利用者の負担になっていると指摘する。

3. 児童期の母子家庭の課題と支援

児童期の子どもは学校に通うようになり母親の手から少しづつ離れていくようになる。桜井によると児童期の特徴は学習意欲が旺盛であるとも言われているように、親は子どもへの教育関連の出費が増え、高額な教育費の負担を強いられるようになる。ベネッセホールディングスの統計をみると、スポーツ活動、教室・家庭活動、音楽活動などすべての項目で幼時の時と比べ増加を見せる。特に音楽活動を除くすべての活動で幼児期と比較して20ポイント以上活動率が増加している。中学以降になんでもその活動率が大きく増加することはない。つまり、多くの教育費が小学生になると必要になる。これらの傾向は母子家庭でも同様である。ふたり親と違うのは経済的な負担と精神的な負担がひとりの親にのしかかることである。特に母子家庭の場合は、女性の低収入問題の影響を直接受けるためより困難な状況に陥ると考えられる。

（1）民間団体の養育費課題に関する取り組みと考え

① ハンド・イン・ハンドの場合

ハンド・イン・ハンドでは2001において新聞社等に協力を要請しハンド・イン・ハンドの会員を中心に養育費の支払いや面談交渉に関して調査を行った。離婚（別居）が子どもに与える影響や面談交渉権などについて質問している。また弁護士との対談を通して子どもとの養育費と面談交渉について対談を開催している。また、2002年には民主党に呼びかけ「ひとり親家庭等自立支援ワーキング・チーム」を立ち上げて党内を回るなどして養育費の呼びかけをしている。また全国各地で離婚セミナーを開くなどして養育費についてディクテーションを行っている。例えば2002年9月には名古屋において「養育費と児童扶養手当を考える」をテーマにしている。

養育費の課題に関して①母親にすべてを押し付けている点、そして②離婚後からの支援

であることが問題であるとしている。①に関しては養育費の確保を政府は訴えるがそのための支援に関する費用や議論がないことに不満を呈している。養育費の十分な取り決めがあつてこそ、その中の就労支援や児童扶養手当の打ち切りがあるのであって、その基本を母親に任せ、少しばかり手助けするというやり方はよくないとした。②に関しては離婚前から支援することを訴える。例えば、他の国では離婚前にカウンセラーに何度も会い、裁判所の決定を待つという流れがあるという。それらを例として離婚後のみならず前の十分な支援を求めている。

② Wink の場合

Winkにおいて養育費に関する取り組みとして面会交流支援が行われている。Winkは積極的に養育費と面会交流の取り組みを行ってきており、Winkの理念を全うするための目標に「離婚後に良好な親子関係を築くための啓発事業」を行ってきた。養育費はもらうべき、面会交流はすべきというようなことだけを言うことが出来ず、様々な家族の状況を考慮すべきであるという前提を持っている。私的な考え方の押し付けでなく、あくまで当事者が自分で考えて選択できるような支援を心掛けている。Winkでは望まれるサポート体制をまとめており、①当事者同士の場合に比べ、仲介が入ることで感情的にならず、冷静に、両者の精神的負担を減らす、②親が子どもの責任を全うできるように助言を行うこととしている。また、カインドリボンサービスとして、父母、そして子どもの間に入り第三者間の仲介をするサービスを行った。

支援を行いながら、Winkでは養育費に関する意見をいくつか表明している。これは①養育費の支払い率が上がらない理由が十分に検討されていないこと、②公的機関による支援の拡大である。①に関しては、養育費の相談を支援する場ができても養育費の支払い率が上がらない根本の理由を考えていくべきであると主張する。養育費の確保を促すためには養育費確保に消極的なひとり親の取組を促す支援が必要であるとしながらも、払わない側の啓発も必要であるとした。民法での何らかの罰則規定を望む一方で、それはすぐには難しいとして、せめて払わない親への啓発を進めたいとしている。この発言は複数回ひとり親家庭支援委員会でなされており、特に中間まとめ（案）に関する議論がされた第6回では、案の方に具体的に啓発という言葉が記されていないことに対し意見を述べている。また養育費や面会交流の問題は親のエゴにより行われるのではなく、子どもの気持ちを汲み取ったものであることを強調している。

また、②に関してはまた面会交流の支援が民間で拡大していることを出しながら、公的な機関としての支援機関の拡大も望んでいる。民間の支援が拡大していることは悪いことではないが、実績が十分でない支援団体が支援していることに疑問を呈している。さらに、相談を受ける側が守秘義務を守ること、対応する際は相手を尊重するような受け答えなどの姿勢を整え、それらの取り組みを周知する事を求めている。そしてこれらの対応が出来ているか、否かは地域格差もありどこでも十分な支援ができるような工夫も求めている。

③ SMF の場合

2000年代において、養育費について2002年8月より養育費の8割が所得に算入されることとなり、それらの周知が行われている。それを皮切りに2002年12月発行の会報誌に

は「養育費をきちんと学ぶお勉強会」が開催されたことが報告されている。この勉強会においては①（養育費は）子どものためという観点を実現するために第3者機関設置等、②裁判所への意見提出ということが指摘された。

2003年4月には子どもと共に暮らさない親が養育費を支払わないことが恥ずかしくなるような世の中を目指し、NPO法人Wink、SMF、弁護士などでシンポジウムを開催している。2004年10月には二つのシンポジウムを開催している。一つは「養育費をもらいましょう」を開催した。ここでは児童扶養手当による支援から母親の自立支援に舵が切られたこともあり、その点の説明も含めながら養育費の相談を増やすべきだという主張が厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の担当者からなされている。また弁護士からの養育費をもらうための流れや手続きが具体的に説明されている。もう一つは「養育費について考えてみませんか？」と題し、ハンド・イン・ハンドやNPO法人SMFがシンポジウムを開催している。ここではシンポジウムの位置づけとして3つの柱を立てている。一つは、当事者が情報を手に入れられるような共有の場にする。二つは、男性を中心とした社会的に養育費問題への関心深めるきっかけとすること。最後に、当事者の体験・意見を基に国や行政に制度の拡充を求める情報収集の場にすることが挙げられた。翌月には福岡でもシンポジウム「養育費の現状と課題」を開催し、2004年は養育費に関する議論が活発化していたことがわかる。これらの3つのシンポジウムは一つの冊子としてまとめられている。

このように多くのシンポジウムを行ってきた後、2005年には当事者による視点でさらなる実態に近い調査をすべく、「養育費アンケート」を実施している。この調査では養育費を支払う立場である父親にもインタビューを行っている。目的は養育費確保の困難性の解決を図ることを目的とされて行われた。

このような取り組みの中、2007年10月1日に東京都豊島区において養育費相談・支援センターが開設され、SMFは運営委員を担った。しかし、NPOの主張によると多くの制約があり、実施までの会議は1回のみで充分な議論がされていないことを指摘している。2009年にはDV被害者の支援を行うNPO法人全国女性シェルターネットと共同で共同親権制度に関するアンケート調査を行った。また同時に「共同親権、協働監護、あるいは共同の親責任などを認める法改正を行う提案」についての見解もまとめている。

4. 青年期の母子家庭の課題と支援

青年期において子どもの進学への不安や金銭的問題などが一気に襲う。例えば新入学お祝い金事業の統計を見ると高校以降、自治体や社会福祉協議会貸付金の申請が伸びていることが分かる。貸付金の一つである母子父子寡婦福祉資金貸付金は「20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等に貸し付けられます。」とあり、保証人の有り無しに影響を受けるものの、多くの場合無利子で貸し付けを利用できる制度である。教育費として最もお金のかかる時期へと突入し、かつ子どもの将来の職にも関わるとされる進学の問題は青年期の子を持つ母、そして子にとって重要な課題となる。

(1) 民間団体の進学に関する取り組みと考え

① ハンド・イン・ハンドの場合

学習支援に関して実施しているという記述は見られなかつたが、いくつか学習支援に対して意見を呈している。それは、①学習支援ボランティアでのトラブル、②地域に密着した支援になることである。①に関しては学習支援ボランティア事業について、広がりを見せる一方で様々なトラブルが生まれることを述べている。ボランティアと子ども双方が傷つくことがないように、責任の所在を明確にし、ボランティアに対しての研修を十分にすることが必要とした。

また、②に関しては子どもの学習支援にはひとり親家庭のみに限定せず、地域全体で取り組んでいく必要性も主張している。子どもにとって身近な相談相手として、地域の関係性も保てるような地域密着型の取り組みこそ、地域の実情にあった取り組みとなるとしている。支援は持続性が必要として、地域による支援であれば持続的な支援体制をつくることに繋がると言えていると思われる。そのための制度として一定の評価基準を設け、評価基準以上の取り組みが実践できた運営母体には持続的な活動ができるような体制があると地域に根付いた活動になるとしている。地域に根付くような工夫を制度面から支えることを提案している。

② Wink の場合

Wink では、「アンファン先生派遣事業」と呼ばれる事業を実施したことが報告されている。家庭教師の派遣であるが、離婚・再婚家庭で育った大学生を家庭教師として離婚・再婚家庭の子どもの元へ派遣されている。勉強を教えながら、子どもたちの相談のニーズに応えるサービスである。実際に離婚・母子家庭で育った大学生を目の当たりにすることで、子どもたちはその人をロールモデルとして見ることもでき、さらには打ち明けにくい気持ちや悩みを話せる場所にもなるとしている。

現在の教育制度に関しての意見では、親の苦労が子どもにも伝染しており、それを断ち切るためにより利用しやすい給付の奨学金を望んでいる。貧しい家庭は金銭的な面で進学をあきらめる場合もあり、それを防ぐための制度を求めている。

③ SMF の場合

SMF では子どもたちの声を積極的に拾うことに力を入れてきた。調査は 2003 年、2009 年に行われている。2003 年には SMF 会員を対象として母子家庭で育った 17 名の子どもたちへのインタビューを含め、アンケート調査を行っている。2009 年には中学 1 年生から高校 3 年生までの子どもを持つ母子家庭において、子どもたちの進路に対してどのような考え方を持っているのかを明らかにした。2009 年は回答者の属性が広がり、SMF 会員に加え元会員、さらに NPO 法人 Wink の会員が加わった。大学にも協力を仰ぎ、実際母子家庭で育ち、大学に通う大学生へのアンケートを 20 通行った。また 2003 年と同様に子どもへのアンケートも行っている。これらのアンケートの目的として「母子家庭の子どもたちが自立しやすい環境をつくるために、日本の教育政策や母子家庭政策に提言を行っていく」としている。

また、NPO が独自に調査をした結果報告書「母子家庭の仕事とくらし②」の中の学校への要望に関して教員と市民で集まり「子どもと女性の人権を考える東京の会」を 2007 年 2 月に開催している。これらの母子家庭の意見に対して現役の教員が返事を書き、そ

れを会報誌に載せており、活発なやり取りの場を NPO は提供している。

2009 年は独立行政法人福祉医療機関「長寿・子育て・障がい者基金」助成事業で母子家庭の子どもたちの教育と・成長に関する調査を取り組んでいる。中学生・高校生を持つ母親へのアンケートと母子家庭で育った大学生へのアンケート、そして子どもへのインタビューを実施した。母子家庭に育った子どものインタビューでは、子どもの頃の思いや進学について、そしてこれから的人生のことについてインタビューを受けており、これらを子どもが読むことでロールモデルとして参考とすると考えられる。回答の中には自身の言葉で夢を語っている場面や、大学生になって今が一番楽しいと充実度を伝える場面など、下の世代に希望を与える構造となっている。

2010 年代は子どもの貧困と関連付けて学習支援を行っている。2015 年 7 月には「子どもの貧困あすのば」という団体が要望を発表している。それを機に SMF では、LSCLUB という高校生を対象に学習支援を行うようになる。また、教育費準備セミナーを 2014 年から行い、教育奨学金やローンの説明をすることで、進学をあきらめることがないように呼び掛けている。毎週決まった曜日の開催となっており、子どもたちの自主性を大切にした学習会となっている。一方で英語や数学を教えることもしている。ボランティアとして教員を募りながら実施している。

2015 年度からは NPO に賛同した人からの寄付を使って「入学おめでとうお祝い金」を実施している。初年度は会報誌購読会員と無料会員に限定されていたが、その後は全国シングルマザーが申し込めるようになっている。2 年目となる 2017 年 3 月の「入学お祝い金事業」は合計 562 名の応募と 365 名の給付がなされている。

SMF は学習支援が母親の支援に繋がることを提案している。母親は行政に縁がない場合も多いが、子どもは学習支援を行っている場合もある。そこから母親も含めた包括的な支援が行えると良いと考えている。また、就学支援制度の利用呼びかけや申請の際の偏見がないようにとも呼びかけている。

おわりに

本研究では 3 つの母子家庭支援団体（ハンド・イン・ハンド、SMF、Wink）を取り上げ、それぞれの支援内容と考えを明らかにするために、団体の出版物、会報誌、ホームページを用いた。子どもの発達段階により特に必要な課題・支援を明確にするため、課題を整理しながら団体の取り組みと考え・訴えを整理した。

(1) 子どもの発達段階によって特に重要な課題と支援として、乳幼児期には母親の経済問題に対する就職支援と DV など精神的課題へのアプローチとして相談支援を、児童期には養育費問題支援と食に関する生活支援、青年期には子どもの進学支援を取り上げた。ひとり親となるときの末子の年齢が 0 歳から 5 歳で全体の半数を超えることから、乳幼児期は母親が最も不安定な状況にあると言える。支援団体はひとり親になった時の初期対応はその後母親が自立して生きていけるかの線引きであるとも主張しており、この時期に経済的・精神的に自立をしていけるかは重要なポイントである。

また、児童期になるとある一定の期間ひとり親になってから時間が経つこともあり、母子家庭では生活のさらなる安定に向けて動き出すこととなる。その中で、子どもの成長や環境の変化が訪れるのが児童期である。教育費や生活費の増額が見られる一方で、そもそも

も受け取っている家庭が少ない養育費の受け取り率が低下する。これらの課題を乗り越えるためにも養育費とそれと対に考えられる面接交渉への継続的な支援と生活支援が求められる。

子どもが青年期になると母親の高齢化と子どもの自立が見られるようになる。そして貧困の連鎖をとめるために特にこの時期必要なのが子どもの将来のための支援であり、進学支援である。学習支援はここ10年の間で広がりを見せた比較的新しい支援形態ですが、母子家庭支援のみならず、全ての家庭を想定した学習支援にもなっている。支援団体が提言する多種多様な家庭の貧困問題に取り組む時代が来たことを表している。

(2) 支援の全体的な流れとして、母子家庭への支援が拡大したことにより1990年代のNPOの躍進により当事者による多様で実情にあった支援が増加することとなった。2000年代は母親の就労支援や児童扶養手当、年金問題など制度面の訴えが多く見られた。支援団体の取り組みの軸は政府へ訴えを示したり、集会を開いたりと支援団体の影響度を増すための取り組みともみられるものが多かった。一方で2010年代は子どもの貧困の発見もあり、子どもに対する支援の充実が行われてきた。それと同時に母子支援団体でも支援内容の多様化・充実化が見られた。これに加え支援団体の影響度も増し、さらに支援団体同士の横のつながりが強化されただと考えることもできる。

3団体が共通して訴えているのは地域格差や母子家庭の物資格差・情報格差によってすべての家庭に確実に支援が届いていないということである。これは今回取り上げたすべての課題、つまり就職支援や養育費問題、子どもの教育問題などに当てはまる指摘である。NPOに助けを求める人の数・属性にも限度があり、NPOを利用するかしないかでも情報や物資の格差が生まれていることが想像できる。地域格差の問題は3つすべての団体で度々訴えられてきた課題であった。現在この訴えが届いたと考えられるのは、2019年に改正された「子供の貧困対策に関する大綱」において、分野横断的な基本方針に「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。」という文言が追加されたことからである。支援団体の精力的な支援活動と国・自治体の支援の不足に対する訴えのおかげで多種多様な支援が誕生してきている一方で、それがすべての母子家庭に届いているのかという課題が現在存在している。ようやく支援団体が訴えてきた課題に国としても取り組むことが意思表示されたと考えられる。

しかし、支援団体の訴えの中で、まだ集中して取り組まれていない課題がある。それは①自治体の職員の間の温度差や異動の存在により支援の深化が図られていないこと、②離婚前からの支援や教育、③公的機関等の支援窓口の体制（ワンストップでの支援体制や相談者のプライバシー保護、継続的な支援）が挙げられる。①に関して、母子自立支援員等は経済的な問題や精神的悩みなど複雑に絡み合った課題を抱えた母親への対応が求められる。しかし、専門人材の不足、将来の人材養成体制の不足、異動や非正規化などの身分の保証問題が存在している。就労、住居、DV問題など多岐にわたる課題に加え、繊細な問題を孕む離婚支援には専門性は不可欠である。それらを担える専門の職員を支援団体は求めている。②に関しては、母親の抱える養育費や就職の問題は離婚前から仕組みを知り、動き出すことが母親の負担を減らすことができる。また、早期の支援は衝動的な離婚といった防げる課題も生まれ有効であると支援団体はしている。しかし現状は離婚をして初めて支援が始まるため、効果が十分に発揮できていないという。よって今後は離婚に踏み切

る前からの親への教育・支援体制が必要である。③に関しては、母親が相談に来た時に次回も窓口に来てもらい、母親の時間を奪うことなくスムーズに支援を実施できるように訴える。支援の早期の対応は、離婚時、離婚後に起こり得る様々な問題の深刻化・複雑化を予防することができる。母親ができる限り早く自立できるよう、窓口の職員との信頼関係をつくり、窓口利用の利便性を図る必要がある。よって、十分な専門知識を持った職員による相手のプライバシーに十分に配慮した対応が必要である。

参考文献

- 赤石千衣子「日本の母子家庭の現状と現在の問題点—当事者団体の視点から」(内閣府
「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム第6回会合」資料5), 2009年
- 大友優子「母子世帯の当事者組織によるソーシャル・アクションの現状—日本の3つの当事者組織の事例分析から—」『社会政策』Vol.1, No.3, pp.66-78, 2009年
- 厚生労働省「社会保障審議会(児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会)」https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126717.html (2021/01/07閲覧)
- 桜井茂男「子どもをどうとらえるか」桜井茂男・濱口佳和・向井隆代『子どものこころ 児童心理学入門』有斐閣, 2003年
- しんぐるまさあず・ふおーらむ『母子家庭の子どもたち—子どもたちへのインタビュー調査と母親のアンケート調査報告書—』しんぐるまさあず・ふおーらむ, 2004年
- しんぐるまさあず・ふおーらむ『母子家庭の子どもと教育—母子家庭の子どもの教育実態調査とインタビュー報告書—』しんぐるまさあず・ふおーらむ, 2010年
- しんぐるまさあず・ふおーらむ『母子家庭の仕事とくらし—ひとり親就労実態調査・就労支援事業報告書—』しんぐるまさあず・ふおーらむ, 2003年
- しんぐるまさあず・ふおーらむ『母子家庭の仕事とくらし2—母子家庭の就労・子育て実態調査報告書—』しんぐるまさあず・ふおーらむ, 2007年
- しんぐるまさあず・ふおーらむ『養育費をもらいましょう—ひとり親の子どもたちのために—』しんぐるまさあず・ふおーらむ, 2005年
- 鈴木裕子『日本女性運動資料集成』不二出版, 1995年
- 新川てるえ『離婚後の親子関係サポートBOOK—地域で離婚相談をうける支援者の方へ—』ひつじ書房, 2005年
- 新川てるえ『離婚家庭の面接交渉実態調査—パパ、ママ離婚しても会えるよね?—』ひつじ書房, 2005年
- 東野充成「児童扶養手当政策における母子家庭の差異化」『九州工業大学研究報告 人文・社会科学』Vol.64, pp.1-10, 2016年
- 山高しげり「母子寮」厚生省児童局編『児童福祉』, 東洋書館, 1948年
- 無藤隆・岩立京子編著『乳幼児心理学』北大路書, 2003年
- HAND in HAND『はんど・いん・はんど』Vol.156-Vol.262, 1994-2012年
- Wink『Q & A 親の離婚と子どもの気持ち—よりよい家族関係を築くためのヒント—』明石書店, 2011年

注

- i 阿部彩『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩倉書店, 2008年, P.243より。
- ii 全国調査は厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査（平成28年）より、SMFの調査は「《2019年4月入学対象》新入学お祝い金事業および入学後受給者調査報告書」を参考とした。新入学お祝い金に関してはアンケート総数は527人469世帯となっている。
- iii 新入学お祝い金アンケートによると契約・派遣社員は21.0%、パート・アルバイトは56.4%となっている。一方、全国調査ではそれぞれ4.6%、43.8%である。
- iv 新入学お祝い金アンケートによると、被用者保険が61.0%、国民保険が33.0%、未加入が4.0%である。一方国の調査ではそれぞれ、55.0%、39.5%、1.7%である。
- v 例えは2006年には「年金分割～来春からどうなる妻の年金～」が大阪で実施された。
- vi 2019年12月12日厚生労働省「児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」の資料より。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08396.html、2020/12/31アクセス。）
- vii 中園桐代「シングルマザーのキャリア継続と正社員雇用」『季刊北海学園大学経済論集』Vol.66, No.2, pp.25-36, 2018年 p26。